

大阪市告示第690号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月22日

大阪市長 横山英幸

1 許可番号

令和8年4月27日大阪市指令計（開）第8-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西成区北津守1丁目19番5

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区南船場2丁目2番4号8F

J S株式会社

代表取締役 樊文俊

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
道路	0.183～ 0.185m	92.004m	開発者	開発者	拡幅（中心後退部分）
道路	1.183～ 1.249m	93.245m	開発者	開発者	拡幅（一方後退部分）
道路	0.363～ 0.896m	37.368m	開発者	開発者	拡幅（中心後退部分）
道路	1.146～ 1.403m	36.811m	開発者	開発者	拡幅（一方後退部分） すみ切り1ヵ所含む

道路	4.000m	16.500m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所含む
道路	4.000m	10.850m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
下水道	D=150mm	15.650m	大阪市	—	集水ますⅡ型インバート付 7ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	16.950m	大阪市	—	集水ますⅠ型インバート付 6ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	4.500m	大阪市	—	0号組立マンホールインバート付 2ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
下水道	D=150mm	28.100m	大阪市	—	集水ますⅠ型 10ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)